

新旧対照表（高知県きのこ生産資材導入支援事業実施要領）

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 補助対象事業</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 補助対象となる生産資材の範囲</p> <p>菌床、種菌、培地基材（おが粉、コーンコブミール等）、栄養体（米ぬか、小麦ふすま等）、薬剤、栽培袋、栽培ビン、その他きのこ生産に不可欠な資材</p> <p>4 (略)</p> <p>5 次期生産量の算定の仕方</p> <p>4で定める補助金の算定に用いる次期生産量は、</p> <p>(1) 令和5年度又は令和5年の生産量</p> <p>(2) 取組実施者における令和2年度から令和4年度まで又は令和2年から令和4年までの年間平均生産量のいずれか低いものとする。</p> <p>なお、(1) &gt; (2) の場合であって、複数の品目を生産している場合、品目毎の生産量に(2) / (1) を乗じて補正する。</p> <p>ただし、(2) において、令和2年度から令和4年度又は令和2年から令和4年までの間に、生産量が災害その他やむを得ない事由により前年より3割以上減少した年又はきのこ生産を開始した年がある場合は、当該年を除いて年間平均生産量を算出することができる。また、令和4年度又は令和4年に生産を開始するなど、年間平均生産量が算出できない場合は(1)を次期生産量とする。</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 事業の評価等</p> <p>1 報告書の作成</p> <p>(1) 取組実施者が単独で作成する場合</p> <p>取組実施者は、様式第4号に定める取組実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）及び様式第5号に定めるきのこ生産コスト低減等実施報告書(チェックシート)（以下「実施報告書」という。）を作成すること。</p> <p>(2) 取りまとめ者が作成する場合</p> <p>事業実施主体が取りまとめ者である場合は、各取組実施者が作成する実施報告書をもとに、実施状況報告書を作成すること。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 補助対象事業</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 補助対象となる生産資材の範囲</p> <p><u>原木、種駒(封ろう・菌栓含む)</u>、菌床、種菌、培地基材（おが粉、コーンコブミール等）、栄養体（米ぬか、小麦ふすま等）、薬剤、栽培袋、栽培ビン、その他きのこ生産に不可欠な資材</p> <p>4 (略)</p> <p>5 次期生産量の算定の仕方</p> <p>4で定める補助金の算定に用いる次期生産量は、</p> <p>(1) 令和4年度又は令和4年の生産量</p> <p>(2) 取組実施者における令和元年度から令和3年度まで又は令和元年から令和3年までの年間平均生産量のいずれか低いものとする。</p> <p>なお、(1) &gt; (2) の場合であって、複数の品目を生産している場合、品目毎の生産量に(2) / (1) を乗じて補正する。</p> <p>ただし、(2) において、令和元年度から令和3年度又は令和元年から令和3年までの間に、生産量が災害その他やむを得ない事由により前年より3割以上減少した年又はきのこ生産を開始した年がある場合は、当該年を除いて年間平均生産量を算出することができる。また、令和3年度又は令和3年に生産を開始するなど、年間平均生産量が算出できない場合は(1)を次期生産量とする。</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 事業の評価等</p> <p>1 報告書の作成</p> <p>(1) 取組実施者が単独で作成する場合</p> <p>取組実施者は、様式第4号に定める取組実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）及び様式第5号に定めるきのこ生産コスト低減等実施報告書(チェックシート)（以下「実施報告書」という。）を作成すること。</p> <p>(2) 取りまとめ者が作成する場合</p> <p>事業実施主体が取りまとめ者である場合は、各取組実施者が作成する実施報告書をもとに、実施状況報告書を作成すること。</p>

新	旧
<p>2 提出期限等</p> <p>令和7年5月末までに所管の林業事務所を経由して知事に提出する。提出を受けた林業事務所は、その内容が正しく報告されているか現地確認を行うものとする。</p> <p>第6 実績報告</p> <p>県要綱第7条による実績報告を提出する際は、きのこの生産資材導入支援取組実績報告書(様式第1-1号の別添を実績報告書としたもの及び様式第1-2号をいう。)を作成のうえ、添付するものとする。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 補助金の返還</p> <p>県要綱第8条に定める補助金の返還については、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。</p> <p>(1)交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。</p> <p>(2)虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。</p> <p>(3)取組実施者の令和6年度又は令和6年の生産量かつ生産額が前年に比べて3割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。</p> <p>(4)(1)から(3)までの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、実施計画書に定められた取組が行われなかったこと又は取組実施者の令和6年度若しくは令和6年の生産量かつ生産額が前年に比べて3割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。</p> <p>第9 (略)</p>	<p>2 提出期限等</p> <p>令和6年5月末までに所管の林業事務所を経由して知事に提出する。提出を受けた林業事務所は、その内容が正しく報告されているか現地確認を行うものとする。</p> <p>第6 実績報告</p> <p>県要綱第8条による実績報告を提出する際は、きのこの生産資材導入支援取組実績報告書(様式第1-1号の別添を実績報告書としたもの及び様式第1-2号をいう。)を作成のうえ、添付するものとする。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 補助金の返還</p> <p>県要綱第9条に定める補助金の返還については、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。</p> <p>(1)交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。</p> <p>(2)虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。</p> <p>(3)取組実施者の令和5年度又は令和5年の生産量かつ生産額が前年に比べて3割以上減少した場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。</p> <p>(4)(1)から(3)までの返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰することができない事由により、実施計画書に定められた取組が行われなかったこと又は取組実施者の令和5年度若しくは令和5年の生産量かつ生産額が前年に比べて3割以上減少したことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。</p> <p>第9 (略)</p>

新	旧
<p>様式第1-1号</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 事業実施主体名 代 表 者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度きのこの生産資材導入支援取組計画書（変更）承認申請書</p> <p>令和 年度において、きのこの生産資材導入支援の実施にあたり、きのこの生産資材導入支援取組計画書を作成（変更）したので、高知県きのこの生産資材導入支援事業実施要領第3の規定に基づき、別添のとおり提出する。</p> <p>(注) 様式第1-2号（取組実施者名簿）、様式第2号（きのこ生産コスト低減等実施計画書（チェックシート））を添付すること。</p>	<p>様式第1-1号</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 事業実施主体名 代 表 者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度きのこの生産資材導入支援取組計画書（変更）承認申請書</p> <p>令和 年度において、きのこの生産資材導入支援の実施にあたり、きのこの生産資材導入支援取組計画書を作成（変更）したので、高知県きのこの生産資材導入支援事業実施要領第3の規定に基づき、別添のとおり提出する。</p> <p>(注) 様式第1-2号（取組実施者名簿）、様式第2号（きのこ生産コスト低減等実施計画書（チェックシート））、<u>取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証明する書類、次期生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）及び経営費に占める燃油費の割合を証明する書類</u>を添付すること。</p>

新

別添

きのこの生産資材導入支援取組計画書（取組実績報告書）

## 第1 事業実施主体の概要

取組実施者名又は 取りまとめ者名		
代表者 職・氏名		
取組実施者又は 取りまとめ者の住所		
事業担当者 の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

## 第2 取組実施者の概要

きのこの種類	きのこの販売収入が 事業収入の過半を占 める	経営費に占める <b>電気</b> 代の割合15%以上	次期 生産量 (kg)	年間平均 生産量 (kg)	備考
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
計	-	-			

(注)

1 「きのこの生産資材導入支援取組計画書」として使用する場合は、取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証明する書類、次期生産量及び年間平均生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）並びに経営費に占める**電気代**の割合を証明する書類を提出すること。

2 次期生産量及び年間平均生産量（kg）は本要領第2第5項に基づき記載すること。

3 「きのこの生産資材導入支援取組実績報告書」として使用する場合、「次期生産量」を「令和5年度又は令和5年の生産量」とするものとし、算出根拠となる資料（出荷伝票等）を添付すること。

4 適宜、行を追加すること。

5 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

※事業実施主体が取りまとめ者の場合は以下の記載による。

参考様式第1-2号のとおり。

取組実施者数

旧

別添

きのこの生産資材導入支援取組計画書（取組実績報告書）

## 第1 事業実施主体の概要

取組実施者名又は 取りまとめ者名		
代表者 職・氏名		
取組実施者又は 取りまとめ者の住所		
事業担当者 の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

## 第2 取組実施者の概要

きのこの種類	きのこの販売収入が 事業収入の過半を占 める	経営費に占める <b>燃油</b> 費の割合15%以上	次期 生産量 (kg)	年間平均 生産量 (kg)	備考
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
計	-	-			

(注)

1 「きのこの生産資材導入支援取組計画書」として使用する場合は、取組実施者のきのこの販売収入が事業収入の過半を占めることを証明する書類、次期生産量及び年間平均生産量の算出根拠となる資料（出荷伝票等）並びに経営費に占める**燃油費**の割合を証明する書類を提出すること。

2 次期生産量及び年間平均生産量（kg）は本要領第2第5項に基づき記載すること。

3 「きのこの生産資材導入支援取組実績報告書」として使用する場合、「次期生産量」を「令和4年度又は令和4年の生産量」とするものとし、算出根拠となる資料（出荷伝票等）を添付すること。

4 適宜、行を追加すること。

5 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

※事業実施主体が取りまとめ者の場合は以下の記載による。

参考様式第1-2号のとおり。

取組実施者数

新

第3 次期生産量

kg

第4 誓約・同意事項

事業実施主体（取組実施者を含む。）は、補助金申請に当たって次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
<p>1 本事業に係る報告や立入調査について、都道府県知事又は林野庁長官等から求められた場合に応じます。</p> <p>2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、都道府県又は林野庁長官等から求められた場合は提出します。</p> <p>3 以下の場合には、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。</p> <p>ア 取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合</p> <p>イ 正当な理由がなく、取組計画書に記載した取組を実施していないこと <b>その他要領第8第1項に定める補助金の交付要件を満たさないこと</b>が判明した場合</p> <p>(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。</p>	

旧

第3 次期生産量

kg

第4 誓約・同意事項

事業実施主体（取組実施者を含む。）は、補助金申請に当たって次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
<p>1 本事業に係る報告や立入調査について、都道府県知事又は林野庁長官等から求められた場合に応じます。</p> <p>2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、都道府県又は林野庁長官等から求められた場合は提出します。</p> <p>3 以下の場合には、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。</p> <p>ア 取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合</p> <p>イ 正当な理由がなく、取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合</p> <p>(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。</p>	

新

様式第1-2号

きのこの生産資材導入支援 取組実施者名簿 (取組実績報告書)

No.	取組実施者 (氏名又は法人・組織名)	きのこの種類	きのこの販売収入が事業収入の過半を占める	経営費に占める電気代の割合15%以上	次期生産量(kg)	年間平均生産量(kg)	備考
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
集計	-	-	-	-	0	0	

(注) 記載上の注意事項は様式第1-1号の第2を参照すること。

旧

様式第1-2号

きのこの生産資材導入支援 取組実施者名簿

No.	取組実施者 (氏名又は法人・組織名)	きのこの種類	きのこの販売収入が事業収入の過半を占める	経営費に占める燃油費の割合15%以上	次期生産量(kg)	年間平均生産量(kg)	備考
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
集計	-	-	-	-	0	0	

(注) 記載上の注意事項は参考様式第1-1号の第2を参照すること。



新

別添

きのこの生産資材導入支援取組実施状況報告書

第1 取組実施者の概要

取組実施者数 (件)

※事業実施主体が取りまとめ者の場合のみ記載。

第2 取組実績

No.	取組実施者 (氏名又は法人・ 組織名)	きのこの 種類	生産量 (kg)		計画時の取組 メニューの実 施の有無	取組の概要
			令和5年 (度)	令和6年 (度)		
集計	—	—			—	—

- (注)
- 適宜、行を追加すること。
  - 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。
  - 「計画時の取組メニューの実施の有無」欄については、様式第2号において取組メニューのうち15個以上取り組んでいる場合は「有」、15個未満の場合は「無」と記載すること。
  - 令和5年度又は令和5年及び令和6年度又は令和6年の生産量の算出根拠となる資料(出荷伝票等)を添付すること。

旧

別添

きのこの生産資材導入支援取組実施状況報告書

第1 取組実施者の概要

取組実施者数 (件)

※事業実施主体が取りまとめ者の場合のみ記載。

第2 取組実績

No.	取組実施者 (氏名又は法人・ 組織名)	きのこの 種類	生産量 (kg)		計画時の取組 メニューの実 施の有無	取組の概要
			令和4年 (度)	令和5年 (度)		
集計	—	—			—	—

- (注)
- 適宜、行を追加すること。
  - 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。
  - 「計画時の取組メニューの実施の有無」欄については、様式第2号において取組メニューのうち15個以上取り組んでいる場合は「有」、15個未満の場合は「無」と記載すること。
  - 令和4年度又は令和4年及び令和5年度又は令和5年の生産量の算出根拠となる資料(出荷伝票等)を添付すること。



